

Title	ロンドン割引市場と外国手形の引受
Sub Title	The London discount market and acceptance of foreign bills
Author	鈴木, 俊夫(Suzuki, Toshio)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2007
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.49, No.6 (2007. 1) ,p.91- 102
JaLC DOI	
Abstract	本論文では, 最初にロンドン手形交換所加盟銀行London clearing bank 銀行による外国手形引受業務やその意義を示す。以上を前提にして, これまで実証に難がみられた英系海外銀行や外国銀行のロンドン(本)店が取り上げた手形取引活動の実態や, さらには第一次世界大戦時に大きな社会問題と化した独系国際銀行によるロンドンにおける手形引German acceptanceの問題を検討する。
Notes	赤川元章教授退任記念号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070100-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20070100-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ロンドン割引市場と外国手形の引受

鈴木俊夫

### <要約>

本論文では、最初にロンドン手形交換所加盟銀行 London clearing bank 銀行による外国手形引受業務やその意義を示す。以上を前提にして、これまで実証に難がみられた英系海外銀行や外国銀行のロンドン（本）店が取り上げた手形取引活動の実態や、さらには第一次世界大戦時に大きな社会問題と化した独系国際銀行によるロンドンにおける手形引 German acceptance の問題を検討する。

### <キーワード>

ロンドン割引市場, ロンドン払い手形, 手形の引受, 国際銀行, マーチャント・バンク, ロンドン手形交換所加盟銀行, 英系海外銀行, 外国銀行, 東洋為替銀行

### 1 手形の引受

ロンドン金融市場が本格的に国際化する1870年代末に至ると、国内の運用先が不足し預貸率の低下に苦慮したロンドン手形交換所加盟銀行（クリアリング・バンク clearing bank）は、外国手形の引受 acceptance という新たな業務に乗り出した。早期から国際的な手形取引に特化していたマーチャント・バンクはともかくも、ロンドン手形交換所加盟銀行が取り上げる手形引受業務については、1879年7月に開催されたロンドン・ジョイント・ストック銀行 London Joint Stock Bank の定期株主総会において、次のようにその盛行ぶりが言及されている。頭取 President のラーナッチ Donald Larnach は同行の手形引受額を株主総会に報告して、「私は、通商の回復とともに手形引受の事業の割合が増大することを期待しています。ロンドン・ジョイント・ストック銀行は、世界中で〔この種の業務を取り上げた〕最初の銀行の一つとなるロンドンの銀行です。本行宛に、インド、中国、オーストラリアそしてアメリカから手形が振り出されます。しかし、その手形を引き受ける前に、本行はそれが十分に担保されているか『細心の注意』を払います」と述べた。<sup>1)</sup>

1) HSBC Group Archives: London Joint Stock Bank Archives, General Meeting of 1879-84<sup>th</sup> Report.

1875年の「発券銀行委員会」に審問されたロンドン・ウエストミンスター銀行の取締役クレイグ W. H. Crake は、同行の手形引受業務がかなり控え目なものであることを証言した。例えば、「ロンドン・ウエストミンスター銀行 London Westminster Bank は、ロンドンで営業している他の銀行と同様に若干の手形引受を行わざるを得ませんが、本行が最大限の能力を発揮してそれを行うことを避けております」、あるいは「外国手形の引受を免れることは、本行にとって全く不可能です。ただロンドン・ウエストミンスター銀行は、極力それに消極的な態度を取っております」といった証言である。さらに、ロンドン・ウエストミンスター銀行の引き受けた外国手形の大部分は銀行が振り出した手形であるとか、インド所在の銀行がロンドン・ウエストミンスター銀行宛に定期的に手形を振り出す慣行がないことなどが陳述されている。<sup>2)</sup>

ところが1886年に至ると上記の対応が大きく変化した。ロンドン・ウエストミンスター銀行の特別委員会は、外国手形の引受業務を大いに振興する必要を頭取宛に提言した。すなわち、「定評のある外国および植民地銀行に対して本行による手形引受の便益を増大させるよう勧告する。これまでは、このような事業に従事している本行顧客に対する配慮から、ロンドン・ウエストミンスター銀行は、この種の手形の引受を行うことがなかった。しかし今や営業の過程が大きく変化して、上記の外国および植民地銀行が商人に引出金勘定 drawing accounts の開設を認めず、〔ロンドン所在の〕株式銀行や個人銀行に手形を引き受けてもらうことを主張するに至っているので、本委員会はロンドン・ウエストミンスター銀行の手形引受事業を、本行にとって最も大事な顧客の利害と抵触することなく安全かつ有利に拡大する時期が到来したという見解を表明した」のであった。<sup>3)</sup> 外国手形の引受とは、ロンドンの銀行が顧客あるいはコレス先のために自らの名前を為替手形に付するものであった。この結果手形の支払いが保証され、ロンドン割引市場 London discount market で最有利な利率で割り引かれ、手形が転々流通するのであった。<sup>4)</sup> また、手形引受業務は銀行にとって「一層採算の取れる事業」であったことは明らかである。<sup>5)</sup>

そもそも外国手形の引受業務は、スコットランド系の銀行がロンドンに進出して大規模に行っていた経緯があった。<sup>6)</sup> 手形引受の濫用が1878年に起きたグラスゴー・シティ銀行 City of Glasgow Bank の破綻原因の一つとなったことは、よく知られていた。適度な手形引受の便宜を授与することは、弊害のあることではなかった。しかし、「手形引受が預金額の相当部分に等しい額に増大した場合には、預金を預かる銀行はそれが立脚すべき安全な立場に立っていることにはな

2) Report from the Select Committee on Bank Issue; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, & Appendix, British Parliamentary Papers (以下 B. P. P. と略記), 1875, ix, QQ. 7318, 7366, 7368 & 7369 (W.H. Crake).

3) T. E. Gregory, *The Westminster Bank through a Century*, vol. i (London: Westminster Bank Limited, 1936), pp.270-1.

4) C. W. Munn, *Clydesdale Bank: The First One Hundred & Fifty Years* (London: Collins in association with Clydesdale Bank, 1988), p.13.

5) Report from the Select Committee on Bank Issue; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, & Appendix, B.P.P., 1875, ix, Q.7049 (John Smith).

6) Report from the Select Committee on Bank Issue; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, & Appendix, B.P.P., 1875, ix, QQ.6886 & 6888 (John Smith).

らない。……シティの最も慎重な銀行家ならば以前から気づいていたように、さらに悪いことには、このようにして引き受けられた手形が流通することは、預金をもたらす危険とは全く種類の異なる危険の下に銀行の信用をさらすことになる」というものであった。<sup>7)</sup>同行は引き受けた手形をロンドン割引市場で割引・売却して、資金を獲得した。<sup>8)</sup>グラスゴー・シティ銀行が引き受けた手形は、こうして転々流通して東洋銀行 Oriental Bank Corporation, チャータード銀行 Chartered Bank of India, Australia & China, チャータード・マーカンタイル銀行 Chartered Mercantile Bank of London, India & China のような東洋為替銀行 Eastern exchange bank やアライアンス銀行 Alliance Bank のようなロンドン手形交換所加盟銀行の保有するところとなったのである。<sup>9)</sup>

創刊間もない『ステイテスト *The Statist*』誌が、銀行による手形引き受け問題を精力的に取り上げた。同誌は1878年6月末時点での貸借対照表を集計して、スコットランドの銀行に加えて、ロンドン・ユニオン銀行 Union Bank of London, シティ銀行 City Bank, ロンドン・カウンティ銀行 London & County Bank, ロンドン・ジョイント・ストック銀行(引受額の数値未公表)などのロンドン手形交換所加盟銀行が大規模な手形引き受けを行っていることを報じた。だが、問題となったのは英系海外銀行 British overseas bank や外国銀行 foreign bank の手形引受けの規模であった。同誌は『銀行家雑誌 *The Bankers' Magazine*』上に公表・掲載された銀行の貸借対照表を、I. イングランド系銀行・アイルランド系銀行, II. スコットランド系銀行, III. 英系海外銀行・外国銀行の3種類に分類し、それぞれの預金と手形引受け額の比率を検討する。その結果、Iの銀行が6%, IIの銀行が9.5%に対して、38行からなるIIIの英系海外銀行・外国銀行が実に40%という高率を示す事実を明らかにする。この理由は、この種の銀行の主要な業務となる送金業務の便宜から、通常の貿易ユーザンスの下で送金手形 draft を引き受けるところにあった。就中、東洋為替銀行として令名を轟かせた東洋銀行、香港上海銀行 Hongkong & Shanghai Banking Corporation, チャータード銀行, チャータード・マーカンタイル銀行の4行の預金と手形引受け額の比率に至っては、実に90.3%に達したのである。これは、アジアとの貿易手形のユーザンスが6ヶ月と比較的長期であったところに原因があると考えられた。<sup>10)</sup>

翌年『ステイテスト』誌は、ロンドン手形交換所加盟銀行による手形の引受問題を本格的に論じた。基本的には手形取引は商人の取り扱う業務であったから、マーチャント・バンクのなかには、ロンドン手形交換所加盟銀行や英系海外銀行がマーチャント・バンク本来の業務領域を奪うという感情が存していた。同誌は送金・為替業務に特化した英系海外銀行の金融機関としての立

7) *The Times*, 5 October 1878.

8) *The Times*, 19 December 1878.

9) *The Times*, 17 October 1878, 15 January & 21 March 1879.

10) *The Statist*, 9 November 1878, pp.205-7. 同誌は翌年も同様の引受の数値を集計しているが、その傾向は類似であった(20 September 1879, pp.71-2).

11) 例えば、ロンドンの個人銀行スミス・ペイン商会 Smith, Payne & Co.のパートナーであるジョン・スミス John Smith は、「商人が行う業務である」と明言する (Report from the Select Committee on Bank Issue; together with the Proceedings of the Committee, Minutes of Evidence, & Appendix, B.P.P., 1875, ix, Q.7035).

場の特殊性を認めつつも、ロンドンで営業するロンドン手形交換所加盟銀行という預金銀行による手形引受業務の乱用を問題にして、銀行経営の安全性の観点から、かかる慣行に反対する。「われわれが反対するのは、巨額の預金を保有したり、預金銀行〔の業務〕に固執する株式銀行の慣行の立場からである。このような銀行が相当程度にわたり、すなわち預金額の10%を越えて——10%の額が最優良の銀行数行の場合にみられる手形引受の限度と思われるが——、手形引受の業務に従事することに反対するのである」と具体的に述べる。

さらに『ステイテスト』誌は、手形引受におけるロンドン手形交換所加盟銀行と英系海外銀行との間の密接な取引関係を示唆した。英系海外銀行は手形を振り出し、ロンドン手形交換所加盟銀行が英系海外銀行のために、このような手形の引受を行う。手形を振り出す英系海外銀行にあっては、ロンドン手形交換所加盟銀行による引受が不可欠であった。他方で、手形を引き受けるロンドン手形交換所加盟銀行にとっては、利益のあがるビジネス機会となった。資金の投資先となるロンドン払い手形 bill on London に対する社会的な需要が、確実に存在した。これは、ロンドン手形交換所加盟銀行がコミッションを受け取ることと引き替えに、手形の「〔支払いを〕保証する cover」という手形引受の慣行によって一層充足されることとなった<sup>12)</sup>。このようにして、手形を振り出す銀行と、それを引き受ける銀行には、それぞれ異なる責任が発生することになった。

ロンドン手形交換所加盟銀行の手形引受という新規業務に関しては、上述のように初期には否定的な論調もみられたが、1890年代中葉に至るとシティ銀行の取締役会は、「最も安全で利益のあがるものの一つ」と手形引受業務を認知するようになった<sup>13)</sup>。1890年11月に発生した、老舗のマーチャント・バンクであるベアリング商会 Baring Brothers & Co. 危機の直接的な原因の一つとして、アルゼンチン公債への過剰投資ばかりでなく、同商会による手形引受の濫用が指摘されている。だが、「手形引受は常に一定程度のリスクをとともなうものの、慎重に行うのであれば利益をもたらし、それなりに安全なものである」と、業務自体は妥当性をもつものであった<sup>14)</sup>。「為替銀行業の際だった原則となるのは外国為替手形を取り扱うことであり、その他の銀行業の部門は単なる付随的なものである」と看取されているように<sup>15)</sup>、外国為替手形を利用した送金業務が英系海外銀行の中心業務へと発展して行ったのであった。

## 2 外国銀行のロンドン進出

19世紀末に至ると、ロンドンに支店や営業所を設置する外国銀行の活動が注目を引くようになった<sup>16)</sup>。国際金融センターとしてのロンドンの発達が、外国銀行をロンドン金融市場に誘引す

12) *The Statist*, 27 September 1879, p.96.

13) *The Times*, 18 July 1894.

14) *The Times*, 22 December 1890.

15) H. D. Andree, "The Progress of Banking in Ceylon" in *A. M. Ferguson's Ceylon Directory, 1864-1865* (Colombo: A. M. & J. Ferguson, 1865), p.87.

16) *The Journal of the Institute of Bankers*, vol. xxi (1900), pp.50-51.

ることになった。外国銀行は、国際取引の決済手段となっている為替手形の売買を主要な銀行業務と考慮しており、これが利益源泉となった。ロンドン払いの手形は商取引において容易に譲渡可能であり、これをもちいて外国貿易を金融するためにロンドンに支店を開設することが重要になったのである。

ロンドンで海外業務に従事した銀行に関して、『エコノミスト *The Economist*』誌は1878年版の「銀行業特集」から英系海外銀行 Colonial Joint Stock Banks with London Offices と外国銀行 Foreign Joint Stock Banks with London Offices を区分して掲載し始めた。英系海外銀行や外国銀行のロンドンにおける活動の変遷を把握するため、表1に集計した。みられるように、英系海外銀行と外国銀行ともに1890年代からの業務の拡大が著しいが、外国銀行のなかには香港上海銀行やエジプト銀行 Bank of Egypt のように、本来は英系海外銀行に区分したほうが妥当と思われる銀行も含まれていることから、両者の直接的な比較は余り意味がない。

20世紀初頭に至ると、シティには内外の金融機関が蝟集した。銀行や金融業者の「集積」度の高さはシティが抜きんでているものの一つであり、金融センターとして競争上の強みになったと思われる。事実、シティの強靱さは、あらゆる国に対してどのような証券でも提供できる能力を備えていたところにあったと言われている<sup>17)</sup>。ロンドン金融市場にみられる金融機関は「過度に専門化され」、セグメント化されていたが、さまざまな金融機関が相互補完的に協働する、いわゆる金融業の「集積」効果の働く空間がここに形成された<sup>18)</sup>。経済史家グラス N. S. B. Gras は、大都市に備わった産業を組織する機能を研究するなかから、「大都市経済発展の第4段階」として金融組織が中心都市で発達を遂げることを指摘し、電信網の発達が大都市を「近代商業の神経中枢 the nerve center of modern commerce」となる都市空間の共有を可能にさせ、あわせて交通手段と情報の都市への集中を生み出し、大都市の経済機能を飛躍的に拡大させたことを強調する<sup>19)</sup>。<sup>20)</sup>

シティの本格的な国際化は1870年代から始まる。この頃から「交通・通信革命」が本格化して、真の意味での世界経済が成立した。国内における鉄道建設がほぼ終焉し、外国政府債や外国鉄道証券の本格的な発行ブームがロンドン金融市場に訪れ、英国は「資本輸出の最盛期」に入ったという評価が生まれた。ロンドンには、英系海外銀行は当然のこととして、仏系、独系をはじめ多くの外国銀行の支店が続々と開設され始めた。仏系の巨大預金銀行であるパリ国民割引銀行 Comptoir National d'Escompte de Paris のロンドン支店は、1865年に設置された。同様にクレディ・リヨネ Crédit Lyonnais は1870年、ソシエテ・ジェネラル Société Générale は、その1年後にロンドンに乗り込んできた。独系の大信用銀行もロンドンで金融力を発揮した。1870年に創

17) O. H. Kahn, *Reflections of a Financier* (London: Hodder & Stoughton, 1921), p.258.

18) H. S. Foxwell, "The Financing of Industry and Trade", *Economic Journal*, vol.27 (1917), p.518; Y. Cassis, "British Finance: Success and Controversy" in J. J. van Helten & Y. Cassis [eds.], *Capitalism in a Mature Economy* (Aldershot: Elgar, 1990), pp.8-9.

19) R. C. Michie, *The City of London* (London: Macmillan, 1992), p.64; Richard Roberts & David Kynaston, *City State* (London: Profile Books, 2001), p.64.

20) N. S. B. Gras, *An Introduction to Economic History* (New York: Harper & Brothers, 1922), pp. 189, 235, 238-39 & 243-69. 加藤繁訳『総合経済史』大鑑閣, 1930年 195, 255, 258-59, 264-97頁。

表1 ロンドンにおける英系海外銀行と外国銀行

## 英系海外銀行

年度	記載銀行数	(£000) 払込資本金額	(£000) 預金額	(£000) 引受額	(£000) 総負債額
1877	27 100	19,897 100	84,200 100	30,388	147,301 100
1880	27 100	21,541 108	97,554 116	129 100	160,216 109
1885	27 100	21,988 111	130,468 155	62 48	196,510 133
1890	30 111	26,823 135	183,242 218	126 98	271,278 184
1895	30 111	31,339 158	172,656 205	249 193	247,043 168
1900	30 111	34,919 175	172,829 205	2,019 1,565	258,306 175
1905	32 119	35,917 181	236,570 281	1,771 1,373	336,609 229
1910	36 133	49,285 248	342,532 407	7,549 5,852	453,337 308

## 外国銀行

年度	記載銀行数	(£000) 払込資本金額	(£000) 預金額	(£000) 引受額	(£000) 総負債額
1877	18 100	19,897 100	22,649 100	12,330	53,611 100
1880	21 117	18,420 93	21,893 97	397 100	61,627 115
1885	20 111	17,906 90	45,803 202	637 160	94,531 176
1890	18 100	18,470 93	67,010 296	1,665 419	132,841 248
1895	24 133	21,533 108	82,936 366	3,941 993	147,912 276
1900	28 156	55,207 277	190,789 842	4,842 1,220	347,231 648
1905	27 150	73,028 367	325,070 1,435	33,184 8,359	542,055 1,011
1910	36 200	106,451 535	616,626 2,723	34,068 8,581	958,039 1,787

出所：The Economist 各号から。

注：1877年の引受額は Liabilities on Bills との合計額。

1880年以降は、引受項目の記載がある場合のみを集計。

設されたドイツ銀行 Deutsche Bank は、その事業目的を「ドイツと他のヨーロッパ諸国そして海外市場との間の貿易関係を振興し促進する」と謳っていた。同行は、早速1873年にロンドン支店を開設した。また有力信用銀行であるドレスナー銀行 Dresdner Bank は1895年に、ディスコント・ゲゼルシャフト Disconto-Gesellschaft も1899年にロンドンに進出して、貿易手形の取引に従事した。その他の有力な外国銀行としては、ロシア外国貿易銀行 Russian Bank for Foreign Trade が1885年に、横浜正金銀行が創設後3年目の1881年に、それぞれロンドン支店を設置している。かくして、外国銀行の支店開設を通じてロンドン金融市場には多くの外国資金が押し寄せるようになり、市場がますます国際化していった。

### 3 外国銀行ロンドン店の業務と役割

外国銀行がロンドン支店を開設する理由は、当時世界最大の国際金融センターとしてのロンドンの卓越した地位にあった。外国銀行は、国際取引の決済手段となっている外国為替手形の引受や売買を主要な銀行業務と考えており、これを主要な利益源泉としている。ロンドン払いの手形は商取引において容易に譲渡可能であり、これをもちいて外国貿易を金融するためにロンドンに支店を開設することが重要になったのである。さらに外国地払いの手形も、ロンドンで大いに取引されたのである。さらにロンドンに進出した外国銀行は、母国の外債発行のネゴシエーションやクーポンの利払い業務などで大いに活躍した。横浜正金銀行が、日本政府の外債発行においてロンドンの発行銀行団（シンジケート）に参加して日本政府とシティの金融機関との間の仲介役をつとめた事実などは、多言を要さないであろう。

外国銀行は手形取引と外債発行の双方において、ロンドン金融市場の低金利を大いに利用したのであった。<sup>21)</sup> 実際、ロンドンが「銀行業の中心 banking centre」として位置づけられるため、国際的な取引の決済を目的として独系の商人や銀行がロンドンに残高を保有し、その額は莫大なものとなった。割引市場を利用して為替手形を担保に外国銀行に対する貸付が行われているが、借り手の意図は自らの母国とロンドンの貨幣価値との差を利用して利益を稼ぐこと<sup>22)</sup>にあった。これは、為替銀行によりなされる業務であると言われている。<sup>23)</sup>

英系海外銀行は別にして外国銀行のロンドンへの支店開設は、ロンドン所在の銀行が代理店業務を提供する機会を奪い去り、この種の銀行がコミッションを受け取る機会を失うことになる。とはいえ外国銀行は、決済業務の代理店としては依然としてロンドン手形交換所加盟銀行に依存しなければならない。だが外国銀行のロンドン支店は、旅行小切手、信用状、送金手形の発行の主要部分を取り扱うことになり、日々の電信為替の売却の際にも大きな役割を果たすことになった。<sup>23)</sup>

21) W. F. Spalding, "The Establishment and Growth of Foreign Branch Banks in London, and the Effect, Immediate and Ultimate, upon the Banking and Commercial Development of this Country", *Journal of Institute of Bankers*, vol. xxxii (1911), pp.438 & 449-50.

22) National Archives, BT8/15, Flex Schuster, 7 February 1917, f.242.

23) *The Journal of the Institute of Bankers*, vol. xxxii (1911), pp.436-51.



後出のプレnder-William Plender 委員会の調査報告書に、独系および塊系国際銀行のロンドン支店の営業内容が整理されている。これによれば、主たる業務はドイツ人や独系企業を取引先とする為替手形の引受であった。これらは、貿易金融の手段に使われたのである。この業務以外にも、以下羅列するような広範な業務をロンドン支店は取り上げていた。それらは、コールまたは短期通知の貸付、株式取引所貸付、商品担保貸付、手形の売買を含む手形割引、金銀地金売買および地金担保貸付、本店、支店、他外国銀行あて小切手、銀行手形 drafts および電信為替の振り出し・売却、主に外国銀行および外国企業から預かる当座預金勘定—顧客と合意した手数料率による当座預金勘定宛てに振り出された銀行手形の引受を含む、定期預金勘定—口座数は比較的少ないが大口の口座からなる、利子配当の受け取りを含む証券の保護預り、顧客の勘定での証券売買、船積み書類付または船積書類なしでの輸出入外国手形の取立、外国政府およびその他債券の元利払い代理店の代行、信用状発行および本支店発行の信用状の確認と換金、外国為替取引と裁定、などであった。この種の外国銀行はロンドン手形交換所加盟銀行ではなかったため、取引決済のためにはロンドンの主要な株式銀行に現金残高を保持する必要がある<sup>24)</sup>。例えば、ドイツ銀行のロンドン代理店はイングランド銀行 Bank of England, ナショナル・プロビシヤル銀行 National Provincial Bank, ロンドン・スミス・ユニオン銀行 Union of London & Smiths Bank であった。ドレスナー銀行はイングランド銀行, ロンドン・ウエストミンスター銀行; ディスコント・ゲゼルシャフトはイングランド銀行, ロンドン・スミス・ユニオン銀行, ロンドン・ジョイント・ストック銀行; アングロ・オーストリアン銀行 Anglo-Austrian Bank はグリーン・ミルズ・カーリィ銀行 Glyn, Mills & Currie Co.; オーストライヒシュ・レンデルバンク Österreichische Länderbank はイングランド銀行, ロンドン・カウンティ銀行 London & County Bank, キャピタル・カウンティズ銀行 Capital & Counties Bank, ロンドン・シティ・ミッドランド銀行 London, City & Midland Bank, がそれぞれ代理店を務めた。<sup>25)</sup>

マンフレッド・ポール Manfred Pohl のドイツ銀行ロンドン支店の営業活動に関する実証研究によれば、同支店の主要な業務はドイツの顧客が世界各地から輸入する際に利用する為替手形の引受や売買にあった。ドイツ銀行ロンドン支店による総取引高は、1900年が6億639万4,000ポンドであったが、1913年には10億6,295万8,000ポンドまで増大している。同行がロンドンで引き受けた手形は、なんらの困難なく100万ポンドまで英国の銀行により割り引かれたのであった。ドイツ銀行が、大規模にロンドンの割引市場に依存していたことは、明白である。外国手形の取引に加えて、同行ロンドン支店は金銀地金の売買を行った。さらに19世紀末以降、ロンドン証券市場における多くの外債の発行<sup>26)</sup>に関与したのであった。

状況は、クレディ・リョネやソシエテ・ジェネラルといった仏系国際銀行でも同様であった。

24) Enemy Banks (London Agencies). Copy of Report of Sir William Plender to the Rt. Hon. The Chancellor of the Exchequer, dated 16<sup>th</sup> December 1916, B.P.P., 1916, vi, p.6.

25) *Banking Almanac*, 1906.

26) Manfred Pohl, "Deutsche Bank London Agency founded 100 Years Ago" in Deutsche Bank AG (ed.), *Studies on Economic and Monetary Problems and on Banking History* (Mainz: Hase & Koehler Verlag, 1988), pp.237-42.

これらの銀行がロンドン支店を設置したのは、まず国際銀行業を営業するうえで、国際金融センターとして確立していたロンドンに進出する必要性があったからである。国際貿易の必要性から手形の引受や割引が増大して、仏系国際銀行はロンドンでは外国為替取引に従事したり、外国政府や会社の債券の元利払いの代理店を務めたのであった。また、フランスでは入手し難い金融・<sup>27)</sup> 商業界や英領植民地の情報をロンドンで精力的に収集していたのである。

#### 4 独系国際銀行の手形引受 German Acceptance

戦間期に朝鮮銀行から業務調査にロンドンに派遣された水間美繼は、英系海外銀行に加えて、独系巨大信用銀行が大規模に展開したロンドン金融市場におけるアクセプタンス・クレジット業務について、次のような報告を本店に行っている。それは、「聞く処によれば〔第一次大〕戦前独逸の三銀行（Deutsche Bank, Dresdner Bank, Disconto-Gesellschaft）の倫敦支店が倫敦に於て英国固有の株式銀行に恐れられたる重なる理由も亦彼等が常に倫敦の安き資金を利用して、自国の外国貿易の発展に資したると、英国金融業者の固有の Acceptance business を盛に浸蝕して、英国の国際金融上の地位を利用して、その実権を自己の手に収めんとするが如き疑念を英国人に懐かしめたるに由るが如し」というものであった。<sup>28)</sup> 『銀行家雑誌』は、既に1888年に、自国の外国貿易が増大したことに応じてドイツの信用銀行が手形引受を急増させた事実を指摘する。これによれば、1870年末の手形引受額が207万ポンドにすぎなかったものの、1887年末にはそれが2,230万ポンドにまで増加したことが報じられている（<sup>29)</sup> 10.8倍）。

貿易手形の引受を通じてロンドン割引市場を利用した独系国際銀行の動きを象徴するのが、第一次世界大戦時の「敵国銀行 enemy banks」キャンペーンであった。ミッドランド銀行 London City & Midland Bank の総支配人ホールデン E. W. Holden などは、1917年1月に開催された株主総会で外国銀行のロンドン進出を歓迎する旨の発言を行っているが、<sup>30)</sup> 敵国のドイツやオーストリアの銀行は別であった。第一次世界大戦勃発のため営業免許が取り上げられ、開戦後の1914年8月7日からドイツ銀行、ドレスナー銀行、ディスconto・ゲゼルシャフトなどの独系銀行のロンドン支店は閉店を命令された。「これらの金融機関は自らが申請して認可された極めて巨額の〔手形の〕引受を行って<sup>31)</sup>いたのであった。この狙いは、当然ながら独系銀行のロンドンにおける手形引受活動が交戦国ドイツを利するところが大きであったから、その営業活動を掣肘するところにあった。

最有力の独系国際銀行であったドイツ銀行は、公表された貸借対照表上に手形引受項目を明示

27) François Gallice, "Le Crédit lyonnais à Londres 1870-1939" in *Le Crédit lyonnais 1863-1986* (Genève: Librairie Droz, 2003), p.500; Hubert Bonin, *Société Générale in the United Kingdom* (Paris: Société Générale, 1996), pp.11, 13 & 15.

28) 水間美繼『London Acceptance Credits につきて』朝鮮銀行総務部、大正9年10月 26頁。

29) *Banker's Magazine*, 1888, p.1099.

30) 水間 前掲書 27頁。

31) *The Times*, 8 August 1914.

表2 敵国銀行ロンドン支店の負債、資産、引受

	(£) 負債	(£) 資産	(£) 引受	(%) 引受/負債
ドイツ銀行 Deutsche Bank	8,819,928	8,956,712	5,309,409	60.2
ドレスナー銀行 Dresdner Bank	6,132,026	5,404,353	3,488,648	56.9
ディスコント・ゲゼルシャフト Diconto-Gesellschaft	6,012,175	4,929,786	4,027,547	67.0
オーストライヒシュ・レンデルバンク Österreichische Länderbank	3,838,008	2,319,378	1,951,307	50.8
アングロ・オーストリアン銀行 Anglo-Austrian Bank	3,678,870	1,763,265	2,741,669	74.5
合計	28,481,007	23,319,378	17,518,580	61.5

しなかったから、同行全体としてすら手形引受額の数値が杳として判明しなかった。ただしドレスナー銀行とディスコント・ゲゼルシャフトの場合には、手形引受額の項目が公表されている。ドイツ銀行ロンドン支店の活動を論じた、先のポールの論文に1870～1914年間の12月31日時点でのドイツ銀行全体の手形引受額の数値(“Deutsche Bank Acceptance”)が記載されているが、これは公表された貸借対照表上の支払手形(“Bills Payable”)の数値と一致する。ドイツ銀行全体の手形引受額を論じる際には、支払手形額の変動が参考になろう。実際、ロンドン支店が開店する1873年であるが、前年から支払手形額が3.1倍に急増している。だが、問題となるのはドイツ銀行ロンドン支店の動向である。やはり1901～13年間の同支店のフロー額となる取引高(“total turnover”)が記されており、1913年が最高で10億6,295万8,000ポンドに達しているが、手形引受額の数値は区別されて表示されていない。<sup>32)</sup>

後述する、独系および壙系銀行のロンドン支店の調査を行ったプレンダー委員会の報告書から、1914年の開戦時点(7月27日～ドイツ銀行は8月4日)における、これらの銀行のロンドン支店の、英国・連合国・中立国に対する負債、在敵国資産を除いた資産額、負債に含まれる手形引受額が、表2のように判明する。<sup>33)</sup>

みられるように、各行のロンドン支店の負債額の57～75%が手形の引受に当てられていたことが判明する。ちなみに後述する「敵国債務委員会」の審問において、第一次世界大戦勃発時のロンドン全体の手形引受額がおおよそ3億5,000万～4億ポンドであることが証言されているが、<sup>34)</sup>

32) Pohl, op cit., pp.238-9; *The Economist*, 22 May 1915, p.1056.

33) Enemy Banks (London Agencies). Copy of Report of Sir William Plender to the Rt. Hon. The Chancellor of the Exchequer, dated 16<sup>th</sup> December 1916, B.P.P., 1916, vi, pp.8 & 22-6.

34) National Archives, BT8/14, Précis of Evidence (Enemy Debt Committee), f.57; *The Times*, 5 January 1917;

この金額を用いれば独系および壙系銀行5行のロンドン支店の手形引受額の割合は、ロンドン割引市場全体の取引額の4.4~5.0%を占めていたことが判る。

## 5 プレンダー委員会の調査

その後1917年にシティ関係者の審問が「敵国債務委員会 Enemy Debts Committee」において行われ、「敵性利益を全面的に探知して完全かつ速やかに除去する」必要が強く主張されるようになった。その第一歩となったのが、英国に対する「平和を装った侵攻 peaceful penetration」として、独系の銀行や金融機関を英国内から根絶することであった。「独系銀行が〔ロンドンにおいて〕大規模な手形引受事業を行っていた。この事業だけから、ドイツ銀行は年間20万ポンドの利益を稼いでいた模様である」と反ドイツ・キャンペーンが繰り広げられていった。<sup>35)</sup> J. H. シュローダー商会 J. Henry Schröder & Co. が商会名からウムラウトを除去したのもこの時であった。また、ドイツを出自として独英米に出店して業務を展開した有力なマーチャント・バンク（インベストメント・バンク）に成長したスペイヤー商会 Speyer Brothers の経営者エドガー・スペイヤー Edgar Speyer はスパイの嫌疑をかけられ、英国内の反ドイツ・キャンペーンの格好の標的とされ、爵位を返上のうえ一切の公職からの辞任を余儀なくされた。<sup>36)</sup> このような交戦国の金融機関となった独系・壙系の国際銀行ロンドン支店を解散させる目的で設置されたのが、プレnder-William Plender を委員長とする「敵国銀行ロンドン店 Enemy Banks (London Agencies) 委員会」<sup>37)</sup> であった。最初の報告書は、1917年1月に発表された。

この「敵国債務委員会」の証言録から、独系・壙系の国際銀行によるロンドン金融市場を利用した手形引受の具体的なメカニズムについて説明すると、次のようになる。まず、マーチャント・バンクが加盟した引受商会委員会 Accepting House Committee を代表して、フス商会 F. Huth & Co. のジャクソン F. Huth Jackson およびシュローダー商会のテイアークス F. C. Tiarks は、ロンドン所在の引受商会（マーチャント・バンク）あるいは銀行の発行した確認信用状 confirmed credits を利用したドイツの輸入業者の取引事例を一般的に説明した。これは、ハンブルクの羊毛輸入業者がオーストラリアから羊毛を輸入する際の手形取引を想定したものである。この取引のためにオーストラリアの羊毛輸出業者は、ロンドン所在の銀行が授与するポンド建ての信用を利用することをハンブルクの輸入業者に求める。そうすればオーストラリアの輸出業者の取引銀行は、支障なく羊毛の輸出手形をオーストラリアにおいて買い取るからである。ハ

35) *The Times*, 14 October 1916.

36) A. M. Mandeville, *The House of Speyer: A Candid Criticism of Speyer Flotations* (London: Financial Mail, 1915), pp.11-2; *The Times*, 18 May 1915.

37) *The Times*, 5 January 1917. Enemy Banks (London Agencies). Copy of Report of Sir William Plender to the Rt. Hon. The Chancellor of the Exchequer, dated 16<sup>th</sup> December 1916, B. P. P., 1916, VI; Enemy Banks (London Agencies). Copy of Second Report of Sir William Plender to the Rt. Hon. The Chancellor of the Exchequer, dated 13<sup>th</sup> December 1917, B. P. P., 1917-8, v9. 同報告書については、西村閑也「第一次大戦前のドイツ、オーストラリア系銀行ロンドン支店の業務について」〔法政大学〕『経営志林』18-1 (1981年) 87-93頁による紹介がある。

ンブルクの羊毛輸入業者が同地の取引銀行を経由して、ロンドン所在の銀行がオーストラリアの輸出業者を受益者とする信用状を開発し、それを輸出業者に発行する。この信用状には、ハンブルクの輸入業者の指図と支払いによりロンドン所在の銀行が、合意された一定金額まで船荷証券を担保として、オーストラリアの輸出業者の振り出す手形を引き受けるという内容が記される。このことは、ロンドンにおいて信用状の発行銀行がこの輸出手形を引き受けることを意味したので<sup>38)</sup>であった。

さらに同委員会では、「〔ロンドンにおける〕ドイツ手形の引受 German acceptances」の問題が俎上に上がった。これはさまざまな形態が考えられるが、独系の企業や銀行により振り出されたり引き受けられたりした手形が、ロンドンにおいて貸付や手形引受の際の担保に供されたりして、転々流通する場合が典型となった。手形を引き受ける銀行がロンドン所在のドイツ銀行、ドレスナー銀行、ディスコント・ゲゼルシャフトなどの独系国際銀行のロンドン支店であれば、この種の手形はロンドンで支払われるポンド建ての手形＝ロンドン払い手形になることから、手形は引受銀行から割引商会に売却されロンドン割引市場を流通することになった。1896年のギレット割引商会 Gillett Brothers Discount Co. の手形取引先にはドイツ銀行とドレスナー銀行が含まれていることから、この点が裏付けられる。なお、1899年にロンドン支店を開設したディスコント・ゲゼルシャフトは1901年からギレット割引商会と取引を開始している。<sup>39)</sup>

当時の業界用語では、このような独系銀行が引き受けた手形がロンドン割引市場で割り引かれ流通する事態は、「寄宿する en pension」と呼称されていた。この種の手形はロンドン割引市場で大規模に流通していたが、第一次世界大戦の開戦とともに引受額が大きく減少したと、委員会で証言されている。さらに上述した信用状を介したオーストラリアからの輸出の事例にみられるように、英系や中立国の企業が独系の企業や銀行宛に振り出した手形の流通があげられる。<sup>40)</sup>この種の手形がロンドン割引市場に持ち込まれ流通する際には、やはりロンドン金融市場に「寄宿する」ことになったのである。実際、証人として審問されたロンドン・スミス・ユニオン銀行の頭取シュスター-Flix Schuster は、ドイツの輸出業者が英国の輸入業者宛に振り出した手形がロンドンに送付され、ロンドン割引市場で割り引かれることは、敵国（ドイツ）の債務を英国の債権者の手に移転させることになると述べるのである。<sup>41)</sup>

〔未完〕

[東北大学大学院経済学研究科教授]

38) National Archives, BT8/15, Huth Jackson, with Mr Tiarks Accepting House Committee, 24 January 1917, f.121.

39) Guildhall Library, Gillet Brothers Archives, MS24688/1, Tabulation relating to the Firm's Business.

40) National Archives, BT8/15, Huth Jackson, with Mr Tiarks Accepting House Committee, 24 January 1917, f.122.

41) National Archives, BT8/15, Flex Schuster, 7 February 1917, f.238.